

令和 7 年度 日本獣医生命科学大学公的研究費不正防止計画

大学管理責任者（日本獣医生命科学大学学長）

日本獣医生命科学大学（以下「本学という。」）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正、文部科学大臣決定）、「学校法人日本医科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日改正、理事長決定）」及び「学校法人日本医科大学公的研究費不正防止計画（統括管理責任者決定）」に基づき、本学における公的研究費の運営・管理を適切に行い、不正使用等を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
- 管理責任者の責任・権限の認識が不足し、責任の範囲等が曖昧になりやすいこと。 - 不正防止の PDCA サイクルの形骸化 - 時間経過に伴い責任意識が低下すること。	- 各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図ると共に、その職名をホームページに公開する。 - モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているか確認する。 - 各責任者に限らず、検収責任者及び検収担当者も含む公的研究費に携わる事務部門の異動にあっても、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。 - 教職員に対して毎年定期的に説明会等を開催し、「学校法人日本医科大学公的研究費管理規程」を配布し、同規程に基づく公的研究費に関する責任体制を理解させる。

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
- 公的研究費の事務処理手続きに関する理解が不足していること。 - コンプライアンス教育に対する関係者の意識が希薄であること。 - 公的研究費が税金により賄われているという意識が欠如している、または希薄なこと。 - 組織全体への不正防止意識の不徹底 - 公的研究費（直接経費）取扱要領と実際の運用との乖離が看過されること。	- 教職員に対して毎年定期的に説明会等を開催し、「日本獣医生命科学大学公的研究費（直接経費）取扱要領」を配布し、事務処理手続きの説明を通じて、公的研究費の使用ルールの周知徹底を図る。 - 教職員に対して毎年定期的に説明会等を開催し、「日本獣医生命科学大学研究者行動規範」を配布し、その内容の周知徹底とともに、コンプライアンス教育を実施することで、コンプライアンス意識の向上及び定期的な教育内容の見直しを図る。 - 公的研究費に携わる者には、毎年開催する説明会等への参加や APRIN（e-learning）受講を課し、公的研究費が税金を原資としていることの理解を促した上で、研究費を適切に使用する旨の誓約書の提出を義務付ける。 - 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動（内部監査の結果、実際に発生した不正事案）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を図る。 - 様々な機会をとらえて実態との乖離がないか情報を収集し、乖離がある場合は、個別にモニタリングを行い、原因分析と対策を講じる。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
不正防止計画の策定・実施後に新たな不正要因が発生すること。	モニタリングや不正使用事案の調査等から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画にモニタリングや内部監査の結果等を反映させる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
- 予算執行計画・予算執行管理に対する意識が希薄なこと。その結果、年度末に集中的な予算執行が行われること。 - 発注段階で財源が不特定であること。 - 同一研究者における同一業者、同一品目の多頻度取引や、特定の業者への発注の偏りなど、研究者と取引業者との癒着が生じやすい状況にあること。 - 納入物品等の検収が不徹底であること。特に、特殊な役務に関する検収が手薄であること。 - 旅費支払いに係る旅行の事実確認が不十分であること。 - 謝金又は賃金の支払対象となる勤務に関して、勤務時間の管理・把握が不十分であること。 - 公的研究費の研究課題と直接関係のない物品や換金性の高い物品（パソコン等のデジタル機器）等が購入されること。	- 教職員に対して毎年定期的に説明会等を開催し、予算の計画的執行について注意喚起するとともに研究者及び研究推進課が科研費調達システム「科研費プロ」及び「一般調達システム」にて予算執行状況を共有することで、予算執行状況を認識し、適切な予算執行を行う。 - 支出財源が決定した時点（科研費、その他の公的研究費、大学教研費）で、該当する財源の特定コードを設定し、そのコードにより発注処理等を行う。また、新たに採用された研究者には、個別に説明し対応を図ることとする。 - 取引業者に対して、公的研究費の適正な予算執行について注意喚起するとともに不正行為に関与しないこと、研究者から不正な行為の依頼を受けたときは直ちに通報すること、監査等の調査に協力すること、不正行為に関与した場合は取引停止となること等を周知徹底し、当該趣旨にかなう誓約書の提出を求める。また、ある一定時点（上半期終了時等）における各研究者の予算執行状況を研究推進課にて把握し、取引状況等について注視する。 - 納入物品、委託した検査データ等の受領は、研究代表者又は研究分担者が、納品書に必ず押印又はサインし、検査データ等の成果物、完了報告書、仕様書、作業工程など、発注データ（発注書や契約書等）と納品された現物との照合等を含めて詳細がわかる書類を確認の上、検収する。 - 旅行の事実確認について、担当者が日本獣医生命科学大学公的研究費（直接経費）取扱要領に基づき、必要な提出書類を確認するとともに、書類の適正性を担当課長が最終確認し、二重チェックを行う。 - 当該事業以外の用務が一連の出張に含まれる場合、理由書及びヒアリング記録等の詳細な記録を補完した上で、計上する部分と計上しない部分を区別し、適正な支出に限り認めるものとする。 - 勤務実績を確認するための方法（タイムカードの導入、勤務者自筆の出務簿の作成等）を取り入れる。必要に応じて支払い対象者に事実確認をする。 - パソコン、パソコン周辺機器、タブレット型コンピュータ等のうち、一個又は一組の価格が税込5万円以上10万円未満の物品は、物品購入申請書を提出して、研究課題との関係や用途・使用場所等を明らかにさせる。

第 5 節 情報発信・共有化の推進

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
・ 通報窓口及び相談窓口について知らないこと。	・ 通報窓口及び相談窓口の存在について周知すべく、毎年定期的に説明会等を開催し、「日本獣医生命科学大学公的研究費（直接経費）取扱要領」を配布したり、ホームページに公開するなど周知徹底を図る。

第 6 節 モニタリングの在り方

不正発生につながる要因（リスク）	不正防止計画
・ 不正発生のリスク除去・軽減に結びつかない、形式的、形骸化したモニタリングが行われること。 ・ 内部牽制の脆弱性	・ あらかじめ不正が発生するリスク要因を把握してモニタリング対象の範囲や優先度を決め、書面調査のみならず、関係者への聞き取り調査を行うなど、実効性の高いモニタリングを実施する。 ・ 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。